目

次

示

第二千百九十六号

平成二十四年 月十九日

> 日 Ξ 解除の理由

木 曜

指定理由の消滅

山梨県告示第二十号

うに保安林の指定を解除する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、 次のよ

山梨県知事

横

内

正

明

平成二十四年一月十九日

北杜市白州町台ヶ原字中台二三一三の一一、字上法坂二三一四の五、二三一四の 解除に係る保安林の所在場所

八から二三一四の二二まで

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

Л 兀 兀

=

Ξ 解除の理由

道路用地とするため

— 五

五

山梨県告示第二十一号

縦覧に供する。 所 (峡北支所を除く。) において、この告示の日から平成二十四年二月九日まで一般の 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成二十四年一月十九日

落札者の決定について......

— 五 六

開発行為に関する工事の完了について.......

都市計画の決定図書の縦覧.

の他

建築基準法に基づく道路位置指定...... 建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定..... 急傾斜地崩壊危険区域の指定......ー 道路の区域変更.....

山梨県知事 横 内

正

明

道路の種類 県道

路 線 名 韮崎南アルプス中央線

Ξ 道路の区域

次のよ

うに保安林の指定を解除する予定である。

平成二十四年一月十九日

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、

山梨県告示第十九号

告

示

ノー・ファト・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・	南アレプス市桃園字大昕居一一 つ八番也も地先から 南アルプス市桃園字大新居一二一七番の一	区				
	旧	の旧別新				
	六・子	(メートル)				
	六九・八	(メートル) 長				

Щ 梨 県 公 報 第二千百九十六号 平成二十四年一月十九日

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

北杜市白州町台ヶ原字上法坂二三一四の一六、二三一四の一七

解除に係る保安林の所在場所

山梨県知事

横

内

正

明

Щ まで 新 六·弄 一七・七 六八・二

山梨県告示第二十二号

山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。 条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三

平成二十四年一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

													上神取		壊危険区域 急傾斜地崩
十十 十 七六 五	十十二四三	<u>±</u> ±	+	九	八	七	六	五	四	Ξ	=		_	標柱番号	区域原た場がる地番
同同同	同同	同同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		北 杜 市	郡市	が結んだ線及 おもが番の土
同同同	同同	同同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		明 野 町	町村	び二十四元
同同 同	同同	同同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		上 神 取	大字	号と一号の
同同 同	同同	同同	同	同	同	同	同	寺前	同	同	同		中川原	字	の標柱を結れ
同の五の番の九八五番の五番・九八五番・九八五番・九八五番	六 五 番 四 番	1 3	一一〇六番	同	同	一一二番一	一三〇番一	一二五番二	一九七六番二	同	一九七五番一	国有地	一九七七番地先	地番	区域に関いたのでは、「一人では、「一人では、「一人では、「一人では、「一人では、「一人では、「一人では、「一人では、「一人では、「一人では、「一人では、「一人では、「一人では、「一人では、「一人では、

二 十 四	_ + =	<u>-</u> + -	<u>-</u> +	<u>-</u>	十九	十八
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
中川原	同	同	同	同	同	同
一九七六番一	一二五番一	番		———番	同	一〇五一番

山梨県告示第二十三号

うに告示する。 き、同法第七十七条の十八第一項の確認検査を行う指定確認検査機関の名称等を次のよ 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項の規定に基づ

平成二十四年一月十九日

山梨県知事

横

内

正

明

指定確認検査機関の名称

株式会社YKS確認検査機構

= 住所

Ξ

指定の区分

甲府市国母三丁目十五番二十八号

兀 業務区域

号)第十五条第一号から第四号及び第九号から第十四号に掲げる区分

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三

五 山梨県全域

確認検査の業務を行う事務所の所在地

甲府市国母三丁目十五番二十八号

山梨県告示第二十四号

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県峡東建設事務所に

備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月十九日

指定の年月日

山梨県知事 横 内 正

明

平成二十四年一月十九日

= 指定道路の位置

笛吹市石和町広瀬字前田三十一番四、三十三番四

Ξ 指定道路の幅員

兀 指定道路の延長

五・〇一メートル

二十三・五七メートル

公 告

公共測量の実施

測量を実施する旨の通知があった。 第一項の規定により、平成二十三年十二月二十八日付けで笛吹市長から次のとおり公共 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十四年一月十九日

正

明

山梨県知事 横 内

作業種類 公共測量 (土地区画整理

作業期間 平成二十四年一月十六日から平成二十四年三月三十日まで

作業地域 笛吹市松本地域

Ξ

都市計画の決定図書の縦覧

同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書 十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、 を次の場所において縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二

平成二十四年一月十九日

山梨県知事 横 内 正

明

都市計画の種類

甲府都市計画地区計画

_ 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

開発行為に関する工事の完了について

Щ

梨 県

公

報

第二千百九十六号

平成二十四年一月十九日

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事は、完了した。

平成二十四年一月十九日

山梨県知事

横 内 正

明

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称 上野原市上野原字稲荷原一八一三の一〇、一八一三の一二、一八一三の一四、一八

二の四六、一八七三、一八七四の一、一八七四の三、一八七五の一、一八八二の一一 二の三、一八四二の五、一八四二の一九、一八四二の三七、一八四二の四五、一八四 一三の二五及び一八三五の三並びに字押出し一八四〇の一〇、一八四二の二、一八四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 及び一八八二の一三並びに字内城一九二九の二の区域

甲府市德行一丁目二番十八号 株式会社オギノ 代表取締役 荻野

そ の 他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第四号

の規定により、水産動植物の保護を図るため、 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第百三十条第四項 次のとおり制限する。

平成二十四年一月十九日

山梨県内水面漁場管理委員会

長 Ψ Щ 公

明

指示内容

わかさぎ資源増殖のために採捕する場合は、この限りでない。 ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するため及び河口湖漁業協同組合が河口湖の 河口湖との合流点より上流の奥川で、わかさぎおよびその卵を採捕してはならない。

二 指示の期間

平成二十四年一月十九日から平成二十四年四月三十日まで

• 落札者の決定について

シュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

山梨県工業技術センター 所長 清

水

人

落札に係る物品等の名称及び数量 真円度測定機

平成二十四年一月十九日

五

山梨県工業技術センター 山梨県甲府市大津町二千九十四番地二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

三 落札者を決定した日

四落札者の氏名及び住所平成二十三年十二月二十八日

株式会社富士科学(山梨県甲府市住吉二丁目六番十六号)

五 落札金額

二千二百八十二万七千円

六 契約の相手方を決定した手続

般競争入札

よる公告を行った日七(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

平成二十三年十一月十七日

山梨県道路公社公告第七号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十四年一月十九日

富士山有料道路管理事務所長 田 中

茂

一般競争入札に付する事項

1 工事名

富士山五合目トイレ建物改修工事 (以下「対象工事」という。)

2 工事場所

山梨県南都留郡鳴沢村鳴沢富士山五合目地内の3

工事概要

建物工事一式

電気設備工事の式

衛生設備工事

式

4 工期

平成二十四年三月八日から平成二十四年七月三十一日

5 予定価格

一億三百六十八万七千五百円

一般競争入札の参加資格

に掲げる要件をすべて満たしている者であること。 山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次

った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行

- した要件を満たす者であること。 一般競争入札公告個別事項 (以下「個別事項」という。)の「参加資格」に記載
- あること。 受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者で2 契約締結日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に、経営事項審査を
- ない者であること。 に該当しない者及び同条第二項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けてい3 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項の規定
- 5 建設業法に基づく適正な技術者―名を配置できる者であること。また、配置する 建設業法に基づく適正な技術者―名を配置できる者であること。また、配置する 建設業法に基づく適正な技術者―名を配置できる者であること。また、配置する
- 機関の認証でなければならないものとする。 B」という。) 又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録含んでいること。なお、審査登録機関は、(財) 日本適合性認定協会 (以下「JA6 IS 9001の認証取得を必要とする場合には、登録範囲に対象工事の内容を
- て関連がある建設業者でないこと。

 7 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面におい
-) 公告の日の六月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- 9 公告の日の二年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこ

格に係る再認定取扱要領(平成十九年六月二十日施行)により入札参加資格の再認がなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立て又は10 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は

定を受けた者であること。

- いる日が含まれている者でないこと。年四月一日施行。以下「指名停止措置要領」という。) に基づく指名停止を受けて11 公告の日以降に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領 (平成二十三
- 五十五点以上の者は参加できる。 項目の法令遵守における一から四までに該当することによる減点分を除いた点数が知を受けていない者であること。ただし、五十五点未満のなかで工事成績採点考査12 公告の日の一月前以降に山梨県発注工事において五十五点未満の工事成績評定通
- 13 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

三 総合評価に関する事項

- 総合評価の方法

者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。なお、標準点は百点とする。()総合評価は、入札参加者の標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札

= (標準点+加算点)/入札価格×一〇〇、〇〇〇、〇〇〇評価値 = 技術評価点/入札価格×一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

として与える。加算点の満点は、個別事項による。 を与え、他の者はそれぞれの評価点の合計に応じ按分して求められる点を加算点 価項目ごとの得点 (以下「評価点」という。)の合計が最高の者に加算点の満点 加算点については、評価項目ごとに評価の基準に基づき評価を行った結果、評

加算点= (評価点の合計/評価点の合計の最高点)× 加算点の満点

2 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 一入札価格が予定価格の制限の範囲であること。
 で満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
 で満たして入札した他の者のうち、評価値者の入札価格によっては、当該契約の内容に適落札者とする。ただし、最高評価値者の入札価格によっては、当該契約の内容に適落した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であるとあられるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全ることが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であるとので、「決している。」

- 下回らないこと。 「三評価値が、「基準評価値」(標準点/予定価格×一〇〇、〇〇〇、〇〇〇)を
- |格」という。) を下回った者は、次の要件を満たしていること。|| 入札価格が低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格 (以下「調査基準価
- 〕 1 評価点の合計が、参加者全員の平均点の二分の一を下回らないこと。
- (三) 2 入札価格が、調査基準価格の八十五%を下回らないこと。
- 入札を辞退した者の取扱い
- 入札を辞退した者の評価は行わない。

低入札価格調査の実施

限までに提出しない者は失格とする。 「以下「県の休日」という。)を含まない。)以内に提出するものとし、期算して三日(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県受け取った者は、低入札価格調査実施要領に定める調査資料を通知日の翌日から起札を行ったすべての者に対して、調査資料の提出依頼を通知するので、当該通知を札を行ったすべての者に対して、調査資料の提出依頼を通知するので、当該通知を札を行ったすべての者に対して、調査資料の提出依頼を通知するので、当該通知を根を行ったすべての者に対して、調査資料の提出依頼を通知するので、当該通知書を送して、調査」という。)を実施する。この場合、入札参加者全員に保留通知書を送して、調査」という。)

5 施工計画の履行の確保

6 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る措置

けるものとする。 調査基準価格を下回る入札を行った者と契約締結する場合は、次の事項を義務付

- すること。(一施工体制台帳及び施工体系図を作成し現場に備え置くとともに、発注者に提出)
- 豆 現場代理人と主任技術者(監理技術者)の兼務は認めないこと。
- 三 次のとおり、技術者の配置を行うこと。
- 置すること。格の条件(施工実績は除く。)を満たす同等の技術者を新たに一名、専任で配格の条件(施工実績は除く。)を満たす同等の技術者を新たに一名、専任で配ついては、次のいずれかに該当する者は、専任の技術者とは別に、入札参加資、請負金額二千五百万円以上(建築一式工事の場合は五千万円以上)の工事に

した工事成績も対象とする。)

- 停止措置要領に基づく指名停止、文書注意を受けた者 前年度及び当該年度の公告日までの間に品質管理、 安全管理に関し、 指名
- ついては、専任の技術者一名を配置すること。 請負金額二千五百万円未満(建築一式工事の場合は五千万円未満)の工事に

兀 設計図書等の配布

配布期間

個別事項に記載の配布開始日から締切日まで

2 配布方法

左記によりダウンロードすること。

山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページ(以下「ホームページ」

五

(URL) http://subaruline.jp/

入札参加資格申請の受付期間及び申請方法

受付期間

個別事項に記載の受付開始日から締切日までの県の休日を除く毎日、 午前九時か

ら午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

2 申請方法

別事項に記載の問い合わせ先担当者に電話連絡し、受信されていることを確認する こと。(以下、電子メールによる手続きを行う場合は、この方法によるものとする。) 電子メールにより申請すること。ただし、電子メールにより申請したことを、 メールアドレス fuji-subaruline@tollgate.arena.ne.jp 個

問い合わせ先

1 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項

個別事項に記載のとおり

2 設計書の内容に関する事項

の日までに電子メールで質問すること。質問に対しては、各質問書提出の翌日から 山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により、個別事項に記載

起算して二日後から入札の前日まで、その回答をホームページで公表する。

七 入札参加資格の確認結果通知等

1 の結果は、 入札参加資格確認は、 個別事項に記載する日に通知する 申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、そ

- 2 その理由を付して通知する。 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、
- 1による入札参加資格の確認を受けた者のみが入札に参加することができる。

苦情申し立て

- て詳細な説明を求める場合 入札参加資格がないと認められた者が、 入札参加資格がないと認めた理由につい
- 申し立て方法

個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式

十一号により電子メールで質問すること

回答方法

原則として個別事項に記載の日までに、ホームページにより回答する。

技術評価の結果に疑義がある場合

2

申し立て方法

個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式

十一号により電子メールで質問すること。

回答方法

した結果を、入札参加者に通知する。 原則として個別事項に記載の日までに回答し、評価点を修正した場合は、 修正

非落札者が落札者の決定結果について詳細な説明を求める場合

申し立て方法

3

個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式

十一号により電子メールで質問すること。

回答方法

修正した場合は修正した結果を入札参加者に通知する 原則として個別事項に記載の日までに、ホームページにより回答し、 評価点を

五時までに書面により、理事長に対して再苦情の申し立てを行うことができる。 た日又は書面での回答を受け取った日から七日目 (県の休日を含まない。) の午後 1から3までの回答の説明になお不服のある者は、ホームページにおいて回答し

書面は左記に持参すること。

山梨県道路公社 道路管理課

甲府市丸の内二丁目十四番十三号 電話〇五五 二二六 三八三五

- 4の再苦情の申立てがあった場合は、理事長は、速やかに調査を行うものとする。
- 6 七日(県の休日を含まない。)以内に、その結果を申し立て者に回答する。 理事長は、調査の結果を踏まえたうえで、調査の完了した日の翌日から起算して

入札等の日時及び場所

入札及び開札の日時及び場所 日時

個別事項に記載のとおり

場所

山梨県道路公社 富士山有料道路管理事務所

南都留郡富士河口湖町小立千二百四番 一号

2 落札者決定日

入札手続等 個別事項に記載のとおり。ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

低入札価格調査制度

+

適用する

現場説明会等

2

現場説明会及びヒアリングは行わない。

入札方法

3

入札書は、持参すること。

委任状を併せて持参すること。 入札時には身分を証明するものを持参すること。また、代理人の場合には、

百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税 に相当する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五

参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。 記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。な お、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時においてこの公告に掲げる この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の

5 近接工事との重複落札の禁止

工事と対象工事を重複して落札することはできない。 個別事項の近接工事に記載のある場合には、次の「又は、」に該当する者は、近接

近接工事を施工中又は落札した者(共同企業体又は共同企業体の構成員を含む。) 切日までに完成引渡済みの場合はこの限りではない 対象工事の入札に参加することができない。ただし、 入札参加資格申請締

> 者が行ったその後に開札する工事の入札は無効とする。 対象工事と近接工事の入札期間が重なる場合は、先に開札する工事を落札した

契約により締結する予定の有無 対象工事と直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の契約の相手方との随意

6

入札執行回数は一回とする。

8 7

書において、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付する に準じて作成し、 入札に際し工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書は本工事費内訳書の様式 数量、単価及び金額等を明らかにすること。なお、 本工事費内訳

یے

9 開札

理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない山梨県道路公社の職 員に立ち会わせるものとする。 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとし、入札者又はその代

契約の確定

10 落札決定後の参加資格の喪失

害賠償の責めを負わないものとする。 なった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県道路公社は損 落札者が契約締結までの間にこの公告に掲げた参加資格を一つでも満たさなく

契約書の作成

事請負契約書を準用し作成する。 契約は、契約担当者と受注者の双方が当該契約 書に記名押印したときに確定する。 山梨県建設工事執行規則 (昭和四十四年山梨県規則第二十号) に定める建設工

入札保証金

免除する。

 \pm 契約保証金

保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 付に代えることができる。 また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行 利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納 落札者は契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、

十三 支払条件

前金払

適用する。 金額は、 契約金額の四割以内 (債務負担行為又は継続費に係る契約の

Щ

り捨てる。 場合には、 当該会計年度の出来高予定額の四割以内)とし、一万円未満の端数は切

2 中間前金払

以内 (債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定 額の二割以内)とし、一万円未満の端数は切り捨てる。 適用する。ただし、中間前金払を選択した場合に限る。金額は、契約金額の二割

3 部分払

十一条の規定による。 適用する。ただし、 部分払を選択した場合に限る。山梨県道路公社会計規程第三

十四四

- 入札参加者は、競争契約入札心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。
- 2 提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはし
- 3 二の7に示した当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者と 次の一又は二に該当する者である。
- 資総額の百分の五十を超える出資をしている建設業者。 当該受託者の発行済み株式総数の百分の五十を超える株式を有し、 又はその出
- る場合における当該建設業者 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねてい
- 名停止を行うことがある。 かかわらず入札参加資格申請を行った者については、指名停止措置要領を準用し指 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにも
- 5 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定

事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契 入札に参加しようとする者は、 談合を行ってはならない。また、契約後に談合の

約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

6 災害その他の事情により、入札日時を延期することがある。

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号